第３期

仁木町子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

仁　　木　　町

目　次

第１章　計画策定にあたって……1
１　計画策定の趣旨・・・

第６章　事業計画……59
１　子ども・子育て支援制度の概要・・・

第１章

計画策定にあたって

1　計画策定の趣旨

今日のこども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年４月から、わが国のこども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、当町においても令和２年度から令和６年度までを計画期間として「第２期仁木町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

当町では、この計画に基づき町内のすべてのこどもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、本年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正やこども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第３期仁木町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2　計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第８条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 （策定義務あり）	次世代育成支援市町村行動計画 （努力義務）
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「仁木町総合計画」の子育て支援に係る分野別計画

一体的に策定

第３期仁木町子ども・子育て支援事業計画

【子ども・子育て支援法】（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法】（抜粋）

（市町村行動計画）

第８条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3　関連計画との関係

本計画は、「仁木町総合計画」及び「仁木町地域福祉計画」を上位計画とし、仁木町における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係（イメージ）

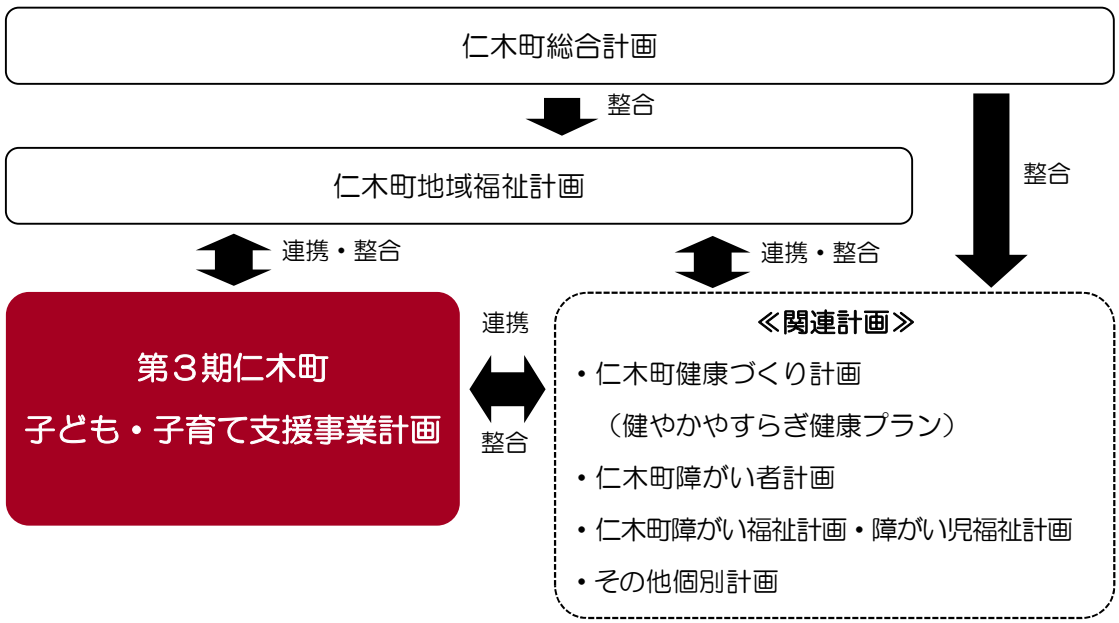

4　計画期間

本計画は令和７年度を初年度とし、令和11年度までの５年間を計画期間として策定します。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合には、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

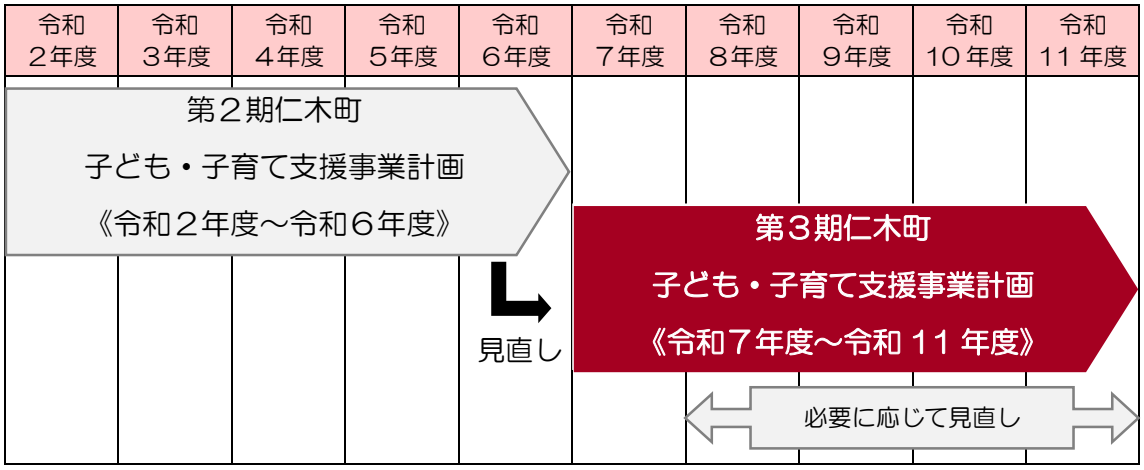

5　計画の策定体制

(1)仁木町子ども・子育て会議の設置

この計画の策定にあたって、こども・子育て支援の当事者の意見を計画に反映させるため、仁木町子ども・子育て会議を設置し、計画内容についての意見を伺います。

■策定体制のイメージ

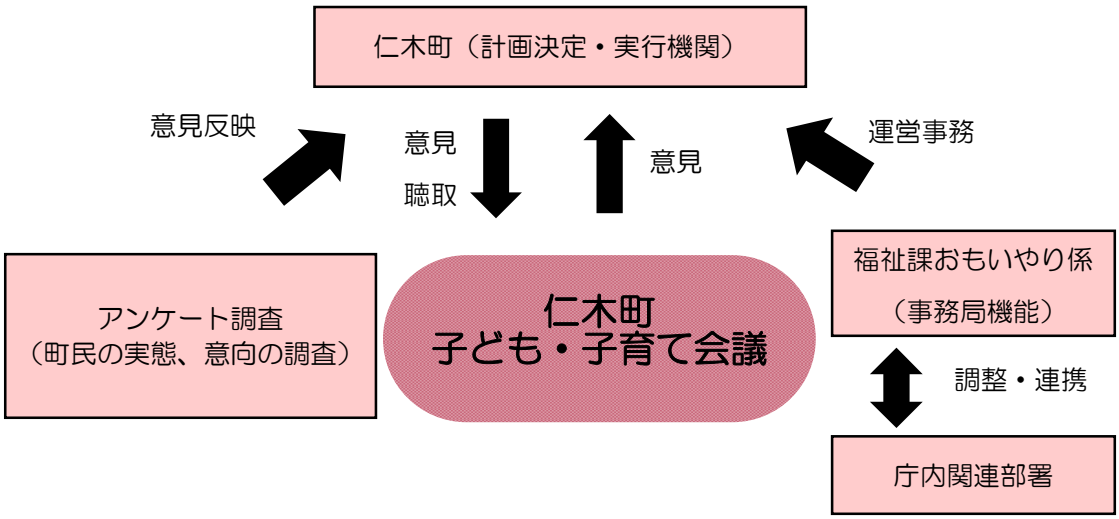

⑵ 子ども・子育てニーズ調査（アンケート調査）の実施

仁木町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前のこども及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象	令和６年10月１日現在　仁木町に在住する就学前児童及び小学生の保護者 ・就学前児童の保護者：75世帯 ・小学生の保護者：95世帯
調査期間	令和６年10月30日～11月24日
調査方法	Web アンケートによる調査

■回収結果

	配布数（票）	回収数（票）	白票（票）	有効回収数（票）	有効回収率（%）
就学前児童の保護者向け調査	75	35	0	35	46.7
小学生の保護者向け調査	95	49	0	49	51.6
合　　計	170	84	0	84	49.4

６　こども・子育てをめぐる動き

(1) こども家庭庁の設立

令和５年４月に、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

(2) こども基本法の施行

令和５年４月に、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした、こども基本法が施行されました。こども基本法では、第３条でこども施策の基本理念を、第９条でこども大綱を定めることを、第 10 条で市町村こども計画の策定努力義務を、第 11 条でこどもや若者、子育て当事者の意見を施策に反映することなどについて定めています。

(3) こども大綱の閣議決定

令和５年 12 月に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども施策に関する大綱（以下、「こども大綱」といいます。）」を閣議決定しました。「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されており、こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進していくこととしています。

(4) 児童福祉法等の一部改正

令和４年６月に成立した、児童福祉法等の一部を改正する法律は、子育て世帯への支援を更に強化し、こどもの権利を擁護する児童福祉施策を進めるため、市町村において、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、子育て家庭への支援の充実等を行うこととしています。

(5) 子ども・子育て支援法等の一部改正

令和６年６月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が可決・成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとしています。

⑹ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

令和６年６月に、名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

表　近年のこども・子育てをめぐる動き

	法律・制度等	内容
平成 27 年（2015 年）	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年（2018 年）	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年（2019 年）	子ども・子育て支援法等の一部改正	・令和元年10月１日から幼児教育・保育の無償化
	子供の貧困に関する大綱（第2次）改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和２年（2020 年）	少子化社会対策大綱（第4次）改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和３年（2021 年）	子供・若者育成支援推進大綱（第3次）改定	・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和４年（2022 年）	児童福祉法等の一部改正（令和４年６月８日）	・市町村における要保護児童等への包括的かつ計画的な支援 ・児童福祉及び母子保健への支援を行うこども家庭センターの市町村へ設置の努力義務化 ・子ども家庭福祉分野の認定資格創設 ・子育て家庭への支援の充実
令和５年（2023 年）	こども家庭庁の設置	・こどもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を役割とするこども家庭庁が創設
	こども基本法成立	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保

	こども大綱の閣議決定	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱の３大綱を一元化
	こども未来戦略の閣議決定	・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す
令和６年（2024 年）	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正（令和６年６月５日）	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育ての推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正	・法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更 ・題名の変更に伴い「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更 ・「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化

第２章

子育て支援に関する仁木町の現状

1　少子化の動向

(1)総人口の推移

住民基本台帳に基づく本町の人口は、令和２年の3,204人からゆるやかに減少を続けています。

年齢３区分別でみると、年少人口（0～14歳）は令和４年に347人に増加し、総人口に占める割合は11.0%と増加しましたが、令和5年からは再び減少に転じています。

■年齢３区分別人口の推移

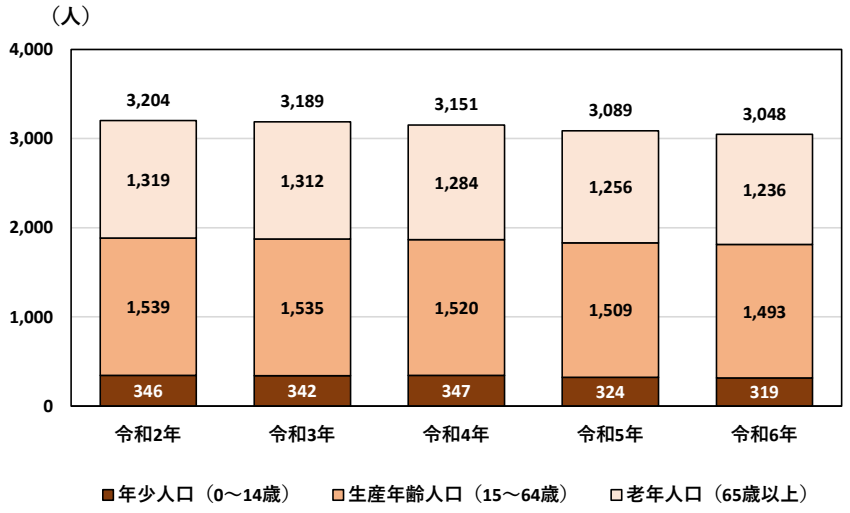

資料：住民基本台帳（各年４月1日現在/外国人登録人口含）

■年齢３区分別人口割合の推移

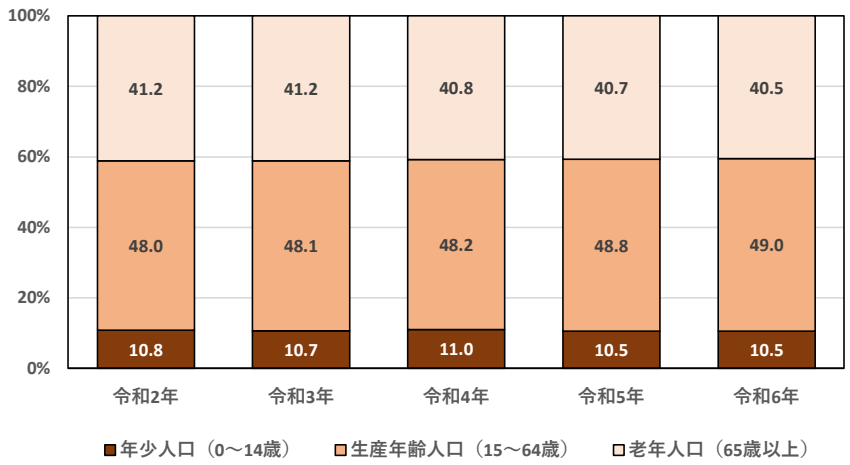

資料：住民基本台帳（各年４月1日現在/外国人登録人口含）

⑵児童人口の推移

住民基本台帳に基づく本町の児童人口（0～11歳）の推移をみると、令和5年の230人から令和6年には235人と増加しています。

令和5年から令和6年にかけて増加した5人の内訳をみると、0～2歳は9人減少していますが、6～11歳は12人増加しています。

■児童人口の推移

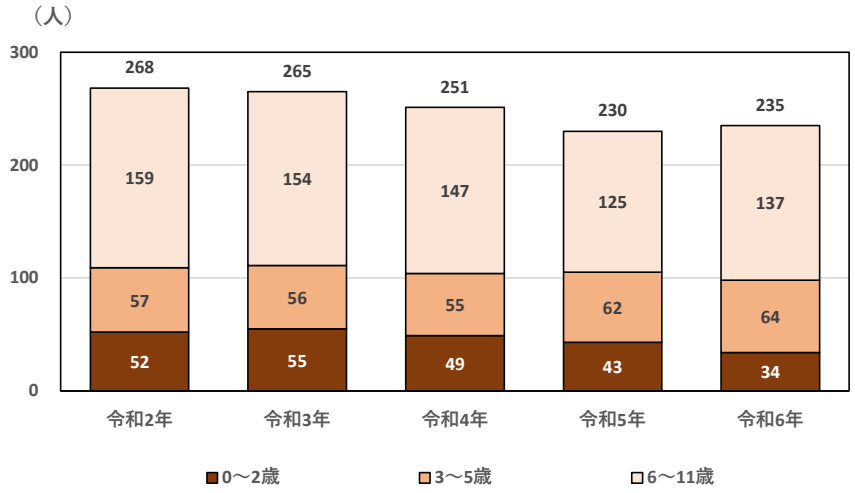

資料：住民基本台帳（各年４月1日現在/外国人登録人口含）

⑶出生の推移

本町の出生数の推移をみると、令和2年の19人から減少が続き、令和4年には８人となっていましたが、令和5年から増加しており、令和6年は19人となっています。

■出生数の推移

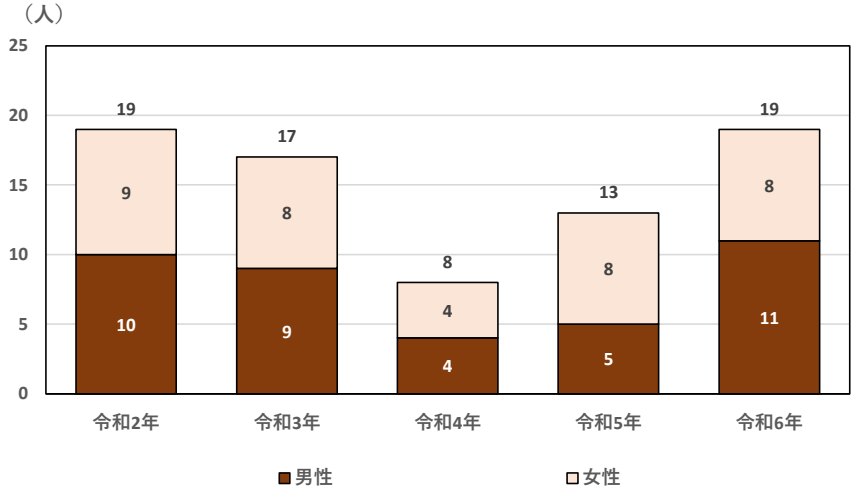

資料：福祉課

2　家族や地域の状況

(1) 世帯の動向

住民基本台帳に基づく本町の世帯数は、年によって増減しながらおおむね横ばいに推移しており、令和6年は1,675世帯となっています。１世帯あたり人員をみると、ゆるやかな減少傾向がみられ、令和6年には世帯あたり1.82人となっています。

■世帯数の推移

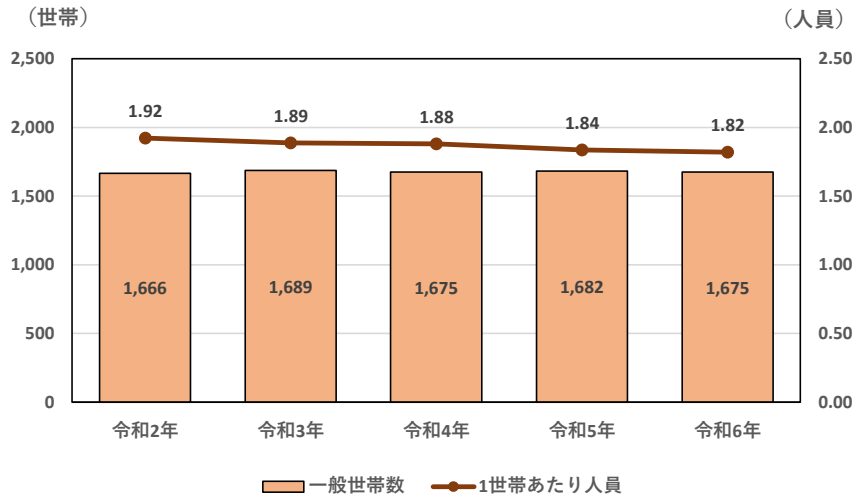

資料：住民基本台帳（各年４月1日現在/外国人登録人口含）

(2) 世帯の構成

国勢調査による家族類型別の世帯数を見ると、本町の「核家族世帯」は平成22年の817世帯から減少しており、令和2年には725世帯で92世帯の減少となっています。一方、単独世帯を含む「その他の世帯」は、平成22年の544世帯から平成27年に613世帯と69世帯増加しましたが、令和2年には516世帯と97世帯減少しています。

令和2年の家族類型別の世帯割合を全国・北海道と比較すると、「核家族世帯」は北海道及び全国よりも高く、「その他の世帯」は北海道・全国よりも低い状況です。

■家族類型別一般世帯数の推移

	核家族世帯	三世代世帯	その他の世帯	計
平成 22 年	817世帯 (55.4%)	114世帯 (7.7%)	544世帯 (36.9%)	1,475世帯 (100%)
平成 27 年	756世帯 (51.9%)	89世帯 (6.1%)	613世帯 (42.0%)	1,458世帯 (100%)
令和２年	725世帯 (55.3%)	69世帯 (5.3%)	516世帯 (39.4%)	1,310世帯 (100%)
北海道 （令和２年）	1.3百万世帯 (53.7%)	0.1百万世帯 (2.4%)	1.0百万世帯 (43.9%)	2.4百万世帯 (100%)
全国 （令和２年）	30.1百万世帯 (54.1%)	2.3百万世帯 (4.2%)	23.2百万世帯 (41.7%)	55.7百万世帯 (100%)

資料：国勢調査（各10月１日現在）

(3) 就業の状況

本町の産業大分類別の就業人口を見ると、本町は第１次産業の就業者割合が最も多く、令和2年は827人で全体の48.6%を占めています。

平成22年以降の推移を見ると、第１次産業は平成27年に就業者数の増加がみられたものの、令和２年には減少に転じています。第２次産業では平成27年に就業者数の減少がみられたものの、令和２年には増加に転じています。第３次産業では就業者数が減少の一途をたどっています。

■産業大分類別の就業人口

	第１次産業	第２次産業	第３次産業	計
平成 22 年	865人 (47.0%)	148人 (8.0%)	827人 (45.0%)	1,840人 (100%)
平成 27 年	949人 (50.7%)	128人 (6.8%)	796人 (42.5%)	1,873人 (100%)
令和２年	827人 (48.7%)	135人 (7.9%)	738人 (43.4%)	1,700人 (100%)
北海道 （令和２年）	166千人 (6.3%)	446千人 (16.9%)	2,024千人 (76.8%)	2,636千人 (100%)
全国 （令和２年）	2.1百万人 (3.2%)	15.3百万人 (23.4%)	48.0百万人 (73.4%)	65.5百万人 (100%)

資料：国勢調査（各10月1日現在）　計に分類不能の産業含む

第１次産業：農業、林業、漁業

第２次産業：建設業、製造業、鉱業

第３次産業：卸売・小売業、医療・福祉、教育学習支援、サービス業、公務など

3　子育ての状況

(1)保育所等の概況

町内には、社会福祉法人よいち福祉会が開設しているにき保育園（定員60名）と町立大江へき地保育所（定員20名）、町立銀山へき地保育所（定員30名）があります。両へき地保育所は、それぞれの父母会が指定管理者となり運営しています。

令和2年度以降、にき保育園の入所児童数は定員を上回る状況がありましたが、令和6年度は入所率が93.3%となっています。

■にき保育園の概況

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数（人）	60	60	60	60	60
入所児童数（人）	64	55	68	64	56
入所率（%）	106.7	91.7	113.3	106.7	93.3

資料：福祉課（各5月1日現在）

■大江へき地保育所の概況

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数（人）	20	20	20	20	20
入所児童数（人）	9	5	4	6	5
入所率（%）	45.0	25.0	20.0	30.0	25.0

資料：福祉課（各5月1日現在）

■銀山へき地保育所の概況

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数（人）	30	30	30	30	30
入所児童数（人）	4	5	3	7	6
入所率（%）	13.3	16.7	10.0	23.3	20.0

資料：福祉課（各5月1日現在）

■他町の保育所の入所児童数

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数（人）	46	46	46	46	46
入所児童数（人）	6	3	4	5	4
入所率（%）	13.0	6.5	8.7	10.9	8.7

資料：福祉課（各5月1日現在）

■他町の幼稚園の入園幼児数

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数（人）	274	274	289	269	209
入所児童数（人）	6	11	12	10	7
入所率（%）	2.2	4.0	4.2	3.7	3.3

資料：福祉課（各５月１日現在）

(2) 放課後児童クラブの概況

仁木放課後児童クラブ（定員60名）は、町が社会福祉協議会に委託し仁木町すこやか子育て支援センターで開設しています。

また、平成22年7月から銀山児童館で実施している銀山放課後児童クラブ（定員20名）は、現在はぎんれい36集会室で開設しており、令和5年度の平均在籍数は２人の状況です。

■仁木放課後児童クラブの概況

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設日数（日）	252	252	249	250
平均出席数（人/月）	25.8	26.2	23.8	21.8
平均在籍数（人/月）	741.3	766.7	777.3	655.8

資料：福祉課（各３月末現在）

※新型コロナウイルス感染症の影響等により開設日数減少

■銀山放課後児童クラブの概況

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設日数（日）	210	214	218	181
平均出席数（人/月）	50.7	26.0	36.3	31.3
平均在籍数（人/月）	2.1	2.1	2.0	2.5

資料：福祉課

※新型コロナウイルス感染症の影響等により開設日数減少

⑶ 小学校・中学校・特別支援学級の概況

平成23年に大江小学校が仁木小学校に統合され、町内には小学校が２校（仁木・銀山）、中学校が２校（仁木・銀山）となっています。

小学校、中学校ともに児童・生徒数は年によって増減があり、銀山小学校では令和5年度から児童数の減少により学級数が3クラスに減少しています。

■小学校・中学校の概況

区　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
仁木小	学級数（ｸﾗｽ）	6	6	6	6	6
	児童数（人）	117	117	107	97	104
銀山小	学級数（ｸﾗｽ）	4	4	4	3	3
	児童数（人）	33	32	37	22	24
仁木中	学級数（ｸﾗｽ）	3	3	3	3	3
	生徒数（人）	50	55	64	60	59
銀山中	学級数（ｸﾗｽ）	3	3	3	3	3
	生徒数（人）	23	19	22	20	20

資料：教育委員会（各5月1日現在）

■特別支援学級の概況

区　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
仁木小	学級数（ｸﾗｽ）	3	2	1	1	2
	児童数（人）	7	5	2	3	5
銀山小	学級数（ｸﾗｽ）	3	2	2	2	2
	児童数（人）	6	5	4	3	4
仁木中	学級数（ｸﾗｽ）	1	3	3	3	2
	生徒数（人）	1	3	5	5	3
銀山中	学級数（ｸﾗｽ）	2	2	2	2	2
	生徒数（人）	3	3	6	7	5

資料：教育委員会（各5月1日現在）

4　ニーズ調査

(1)主に子育てを行っている人

就学前児童の保護者に主に子育てを行っている人をたずねたところ、「両親」（74.3%）が最も多く、次いで「主に母親」（25.7%）となっています。
小学生児童の保護者も、「両親」（65.3%）が最も多く、次いで「主に母親」（34.7%）となっています。
Ｒ１年調査と比べると、就学前児童の保護者は「両親」が25.1ポイント増加し、「主に母親」が23.5ポイント減少しています。小学生児童の保護者は、「両親」が10.8ポイント増加し、「主に母親」が4.7ポイント減少しています。

≪就学前児童の保護者≫

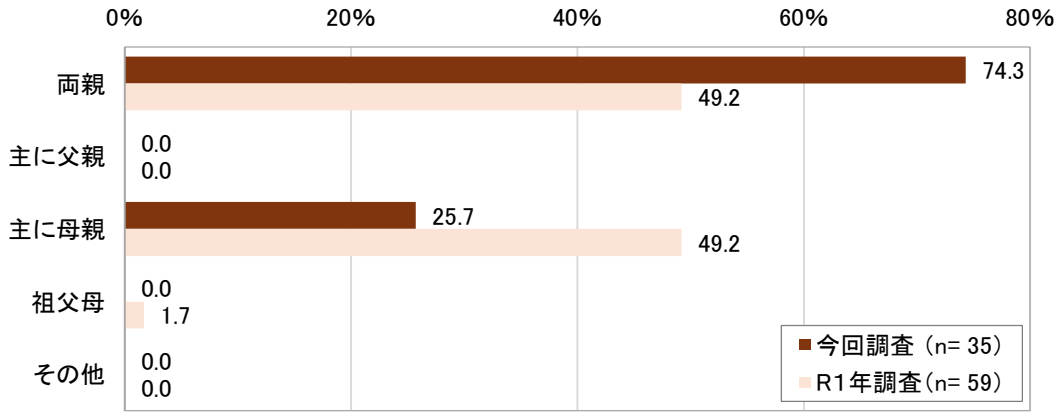

≪小学生児童の保護者≫

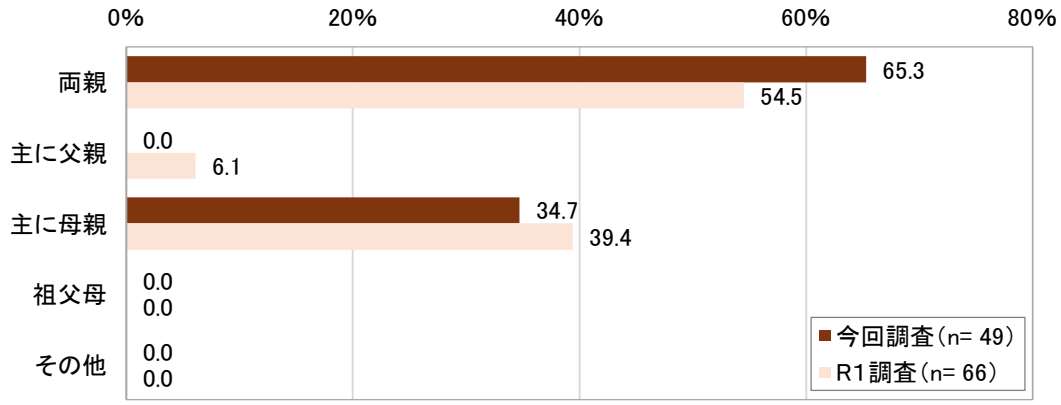

⑵ 母親の就労状況

就学前児童の保護者に母親の現在の就労状況をたずねたところ、「フルタイム」と「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」の合計が60.0%となり、「パート・アルバイト等」と「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中）」の合計は31.5%となっています。

小学生児童の保護者は、「フルタイム」と「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」の合計が59.2%となり、「パート・アルバイト等」と「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中）」の合計は36.8%となっています。

Ｒ１年調査と比べると、就学前児童の保護者は、「フルタイム」の合計が10.8ポイント、「パート・アルバイト等」の合計が4.4ポイントそれぞれ増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は15.1ポイント減少しています。小学生児童の保護者は、「フルタイム」の合計が4.5ポイント、「パート・アルバイト等」の合計は0.8ポイントいずれも増加しています。一方、「就労していない」の合計は、5.3ポイント減少しています。

≪就学前児童の保護者≫

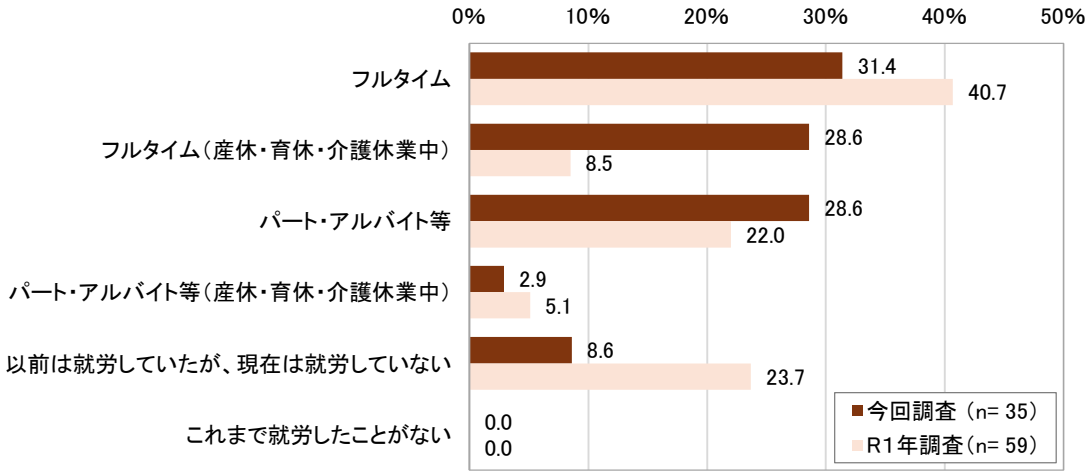

≪小学生児童の保護者≫

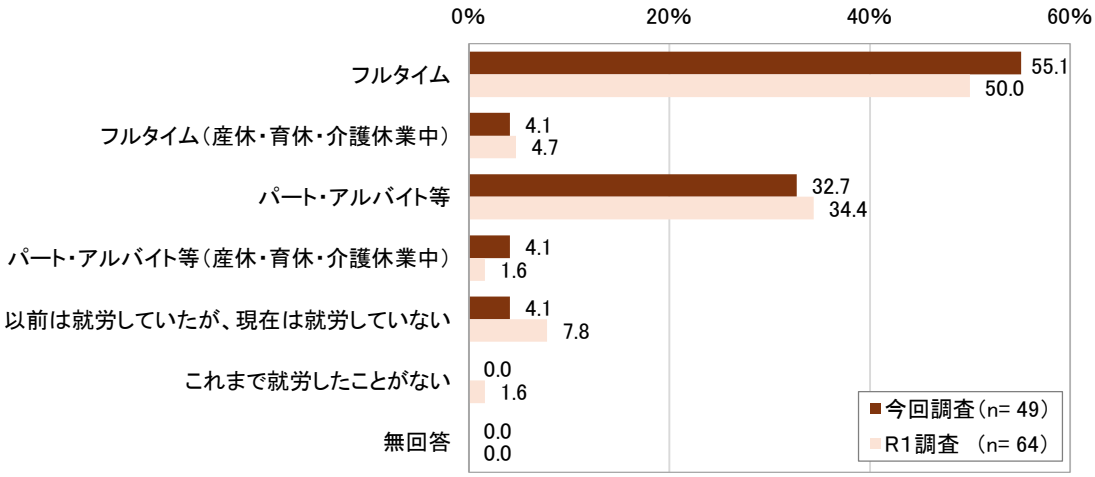

(3)現在の教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

現在、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が71.4%、「利用していない」が28.6%となっています。
Ｒ１年調査と比べると、「利用していない」が15.0ポイント増加し、「利用している」が15.0ポイント減少しています。
利用している教育・保育事業は、「認可保育所」（80.0%）が最も多く、次いで「自治体の承認・認定保育施設」（12.0%）、「幼稚園」（8.0%）などとなっています。
Ｒ１年調査と比べると、「認可保育所」の利用が13.3ポイント増加しています。
一方、「認定こども園」は7.8%から0.0%となっています。

≪平日の定期的な教育・保育事業の利用有無≫

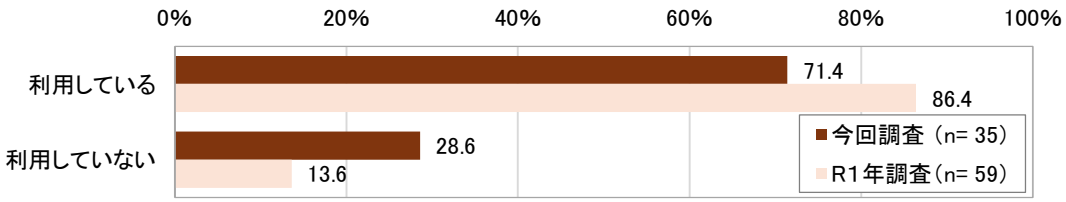

≪利用している教育・保育事業の種類（複数回答）≫

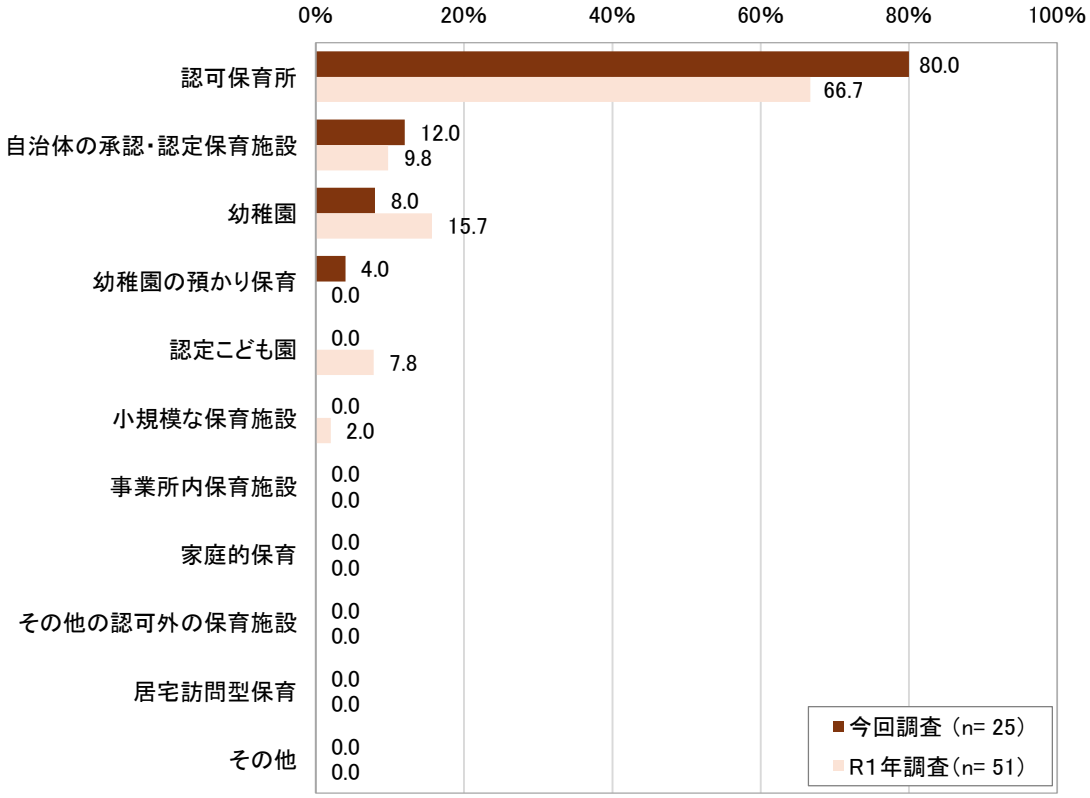

(4) 教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

今後の定期的な教育・保育事業の利用意向は、すべての方が「利用したい」と回答しています。

また、今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」（77.1%）が最も多く、次いで「幼稚園」（22.9%）、「認定こども園」（14.3%）などとなっています。

Ｒ１年調査と比べると、「幼稚園」が7.6ポイント増加し、「認可保育所」が4.3ポイント減少しています。

≪利用したい教育・保育事業の種類（複数回答）≫

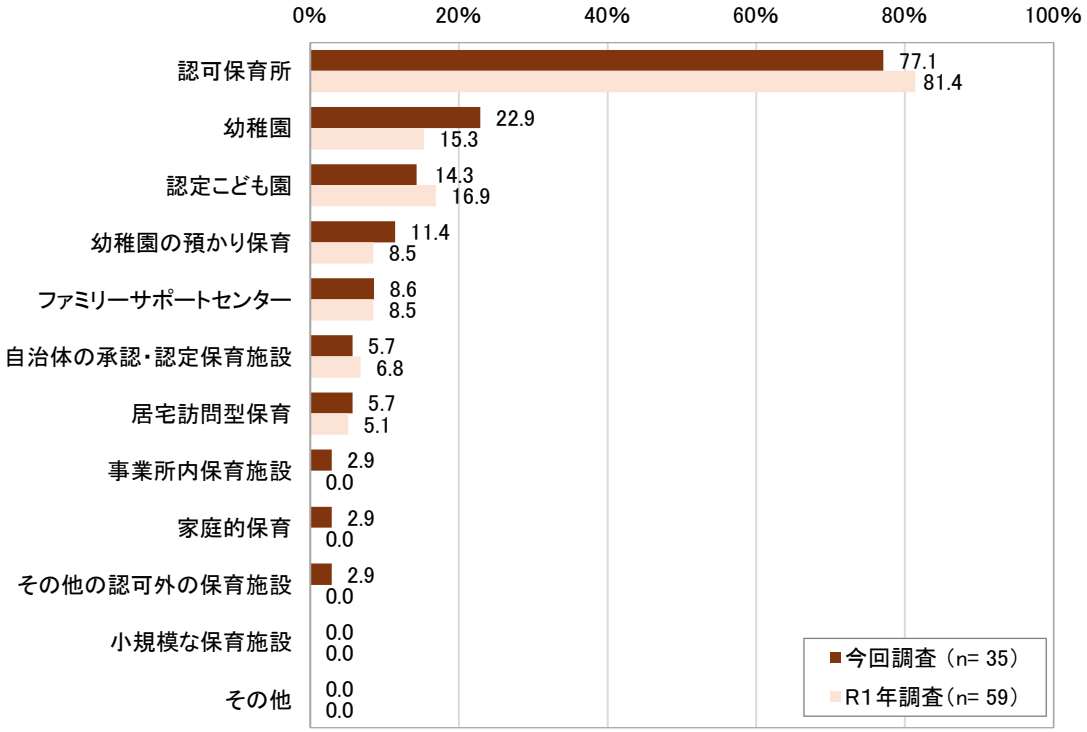

⑸一時預かり等の利用意向（就学前児童）

一時預かり事業の今後の利用意向は、「利用したい」が45.7%、「利用する必要はない」が54.3%となっています。
R１年調査と比べると、「利用したい」が10.1ポイント増加し、「利用する必要はない」が8.4ポイント減少しています。
利用したい理由は、「冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院など」（81.3%）が最も多く、次いで「私用（買い物、親や子供の習い事等）、リフレッシュ目的」（56.3%）などとなっています。
R１年調査と比べると、「不定期の就労」が24.8ポイント増加し、「冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院など」は9.2ポイント減少しています。

≪今後の一時預かり等の利用意向≫

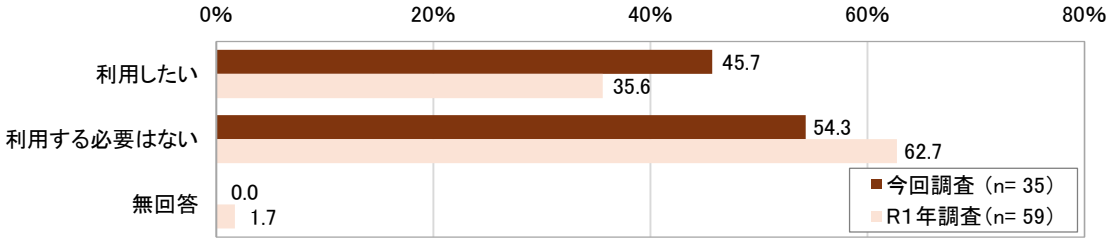

≪一時預かり等を利用する理由（複数回答）≫

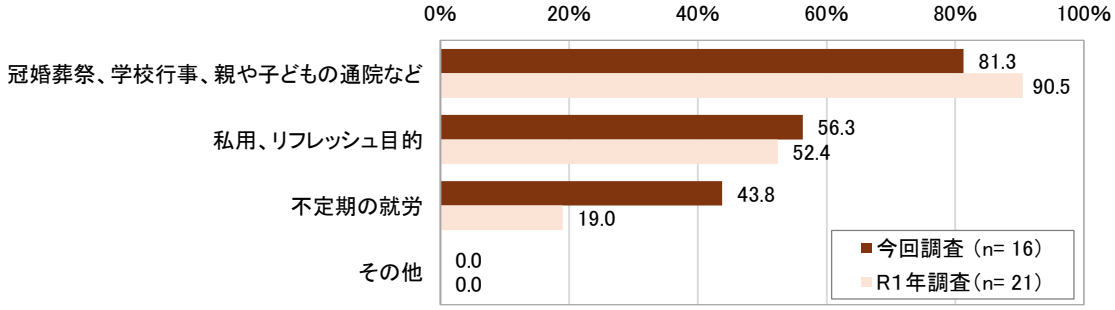

⑹子育て短期支援事業の利用意向（就学前児童）

こどもを泊りがけで預けなければいけないことがある場合、短期入所生活援助事業の利用意向は、「利用したい」が11.4%、「利用する必要はない」が88.6%となっています。

≪短期入所生活援助事業の利用意向≫

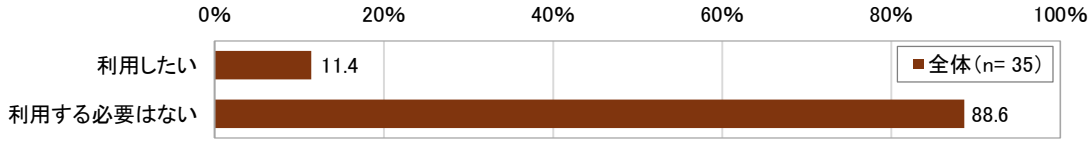

※R１年調査と設問内容が異なるため、前回数値との比較はしていません。

(7)病児・病後児保育の利用意向（就学前児童）

こどもが病気やケガのときの対処方法は、「母親が仕事などを休んだ」（81.0%）が最も多く、次いで「父親が仕事などを休んだ」（47.6%）、「親族・知人に子どもをみてもらった」（28.6%）などとなっています。

Ｒ１年調査と比べると、いずれの項目でも増加傾向にあり、「父親が仕事などを休んだ」は25.1ポイント増加しています。

「父親が仕事などを休んだ」または「母親が仕事などを休んだ」と回答した方の、病児・病後児保育の利用意向は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が68.0%、「利用したいと思わなかった」が32.0%となっています。

Ｒ１年調査と比べると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が23.9ポイント増加し、「利用したいと思わなかった」が23.9ポイント減少しています。

≪こどもが病気やケガのときの対処方法（複数回答）≫

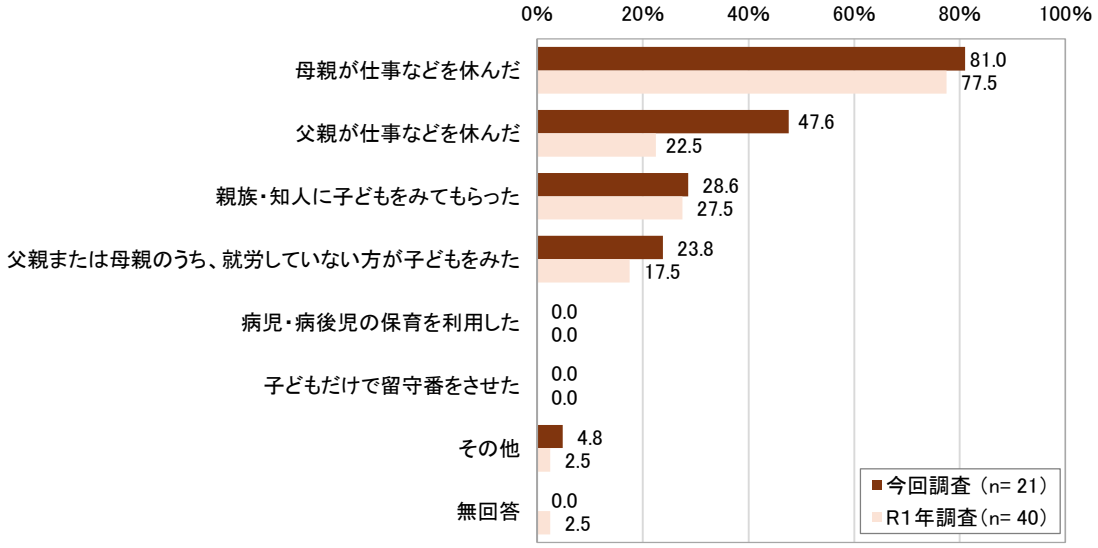

※その他記入欄への記入（１名）…「遠方の祖母に来てもらい、下の子の世話と分担した」

≪こどもが病気やケガのときの病児・病後児保育の利用希望≫

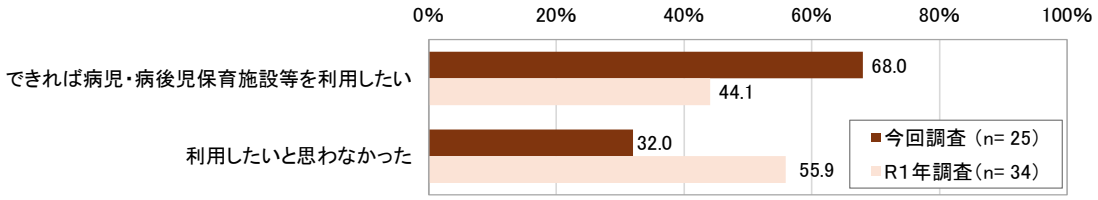

⑻ こどもの小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）

低学年の間、放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」（80.0%）が最も多く、次いで「自宅」（34.3%）、「習い事（塾など）」（28.6%）などとなっています。

高学年の間、放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」（77.1%）が最も多く、次いで「自宅」（40.0%）、「習い事（塾など）」（28.6%）などとなっています。

Ｒ１年調査と比べると、低学年の間は、「自宅」が3.8ポイント増加し、「スポーツ少年団」が15.1ポイント減少しています。高学年の間は、「放課後児童クラブ」が27.9ポイント増加し、「スポーツ少年団」が13.9ポイント減少しています。

≪低学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）≫

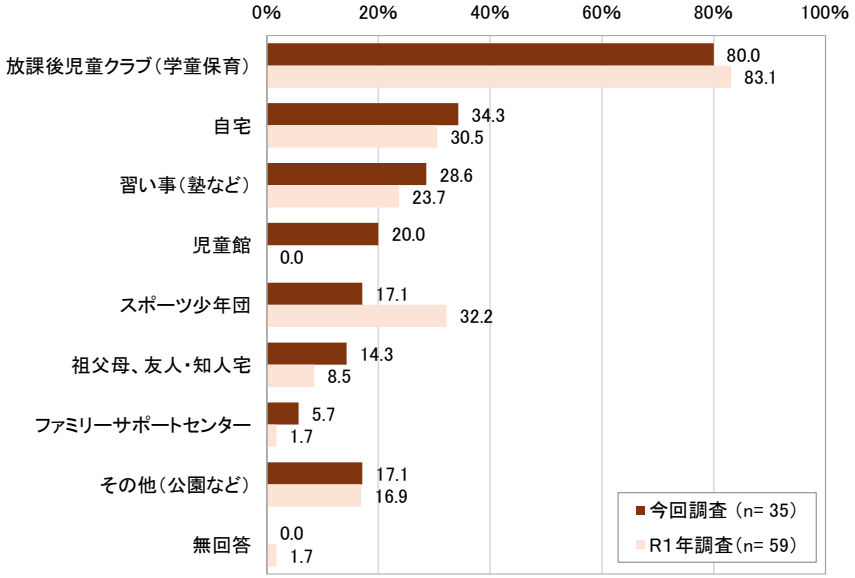

≪高学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）≫

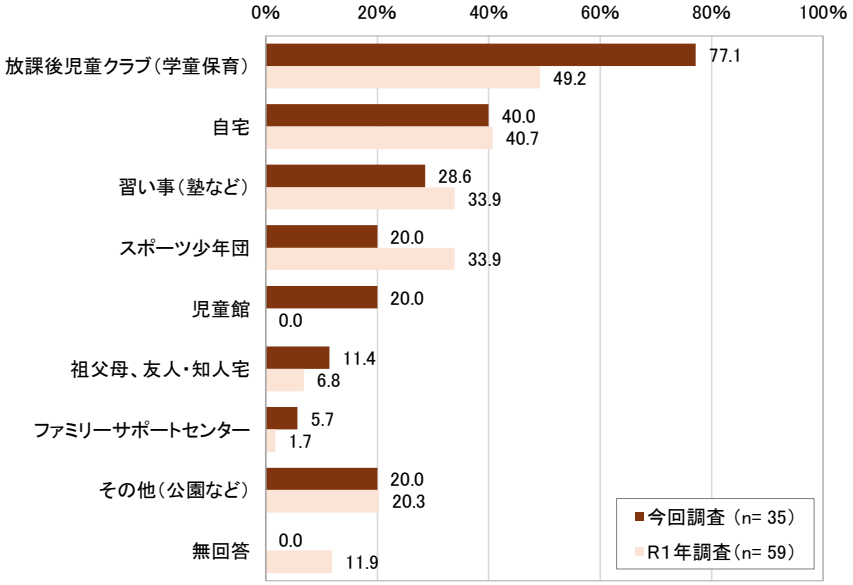

※Ｒ１年調査では「児童館」の選択肢がなかったため0.0%となっています

⑨子育てに関する悩み

就学前児童の保護者の子育ての悩みについては、「子どもの健康状態」と「子どもの勉強や進学のこと」（各25.7%）が最も多く、次いで「子どもの知的・精神的な発育」（22.9%）などとなっています。
一方、「特にない」は28.6%となっています。
Ｒ１年調査と比べると、「子どもの健康状態」が12.1ポイント増加し、「自分の時間を十分持てない」が11.7ポイント減少しています。

≪就学前児童の保護者≫

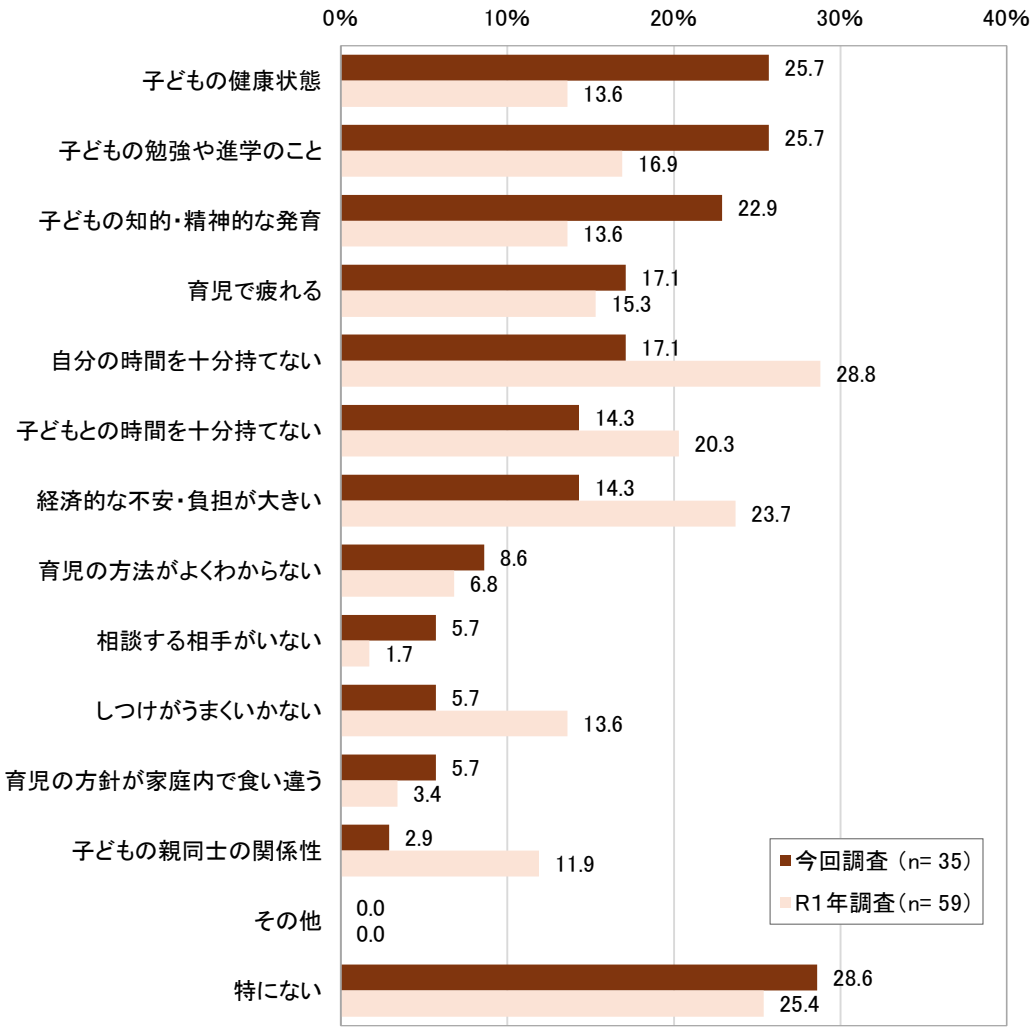

小学生児童の保護者の子育ての悩みについては、「子どもの勉強や進学のこと」（46.9%）が最も多く、次いで「子どもの知的・精神的な発育」（26.5%）などとなっています。
一方、「特にない」は24.5%となっています。
R1年調査と比べると、「子どもの知的・精神的な発育」が17.6ポイント増加し、「経済的な不安・負担が大きい」が14.3ポイント、「子どもとの時間を十分持てない」が14.1ポイント、それぞれ減少しています。

≪小学生児童の保護者≫

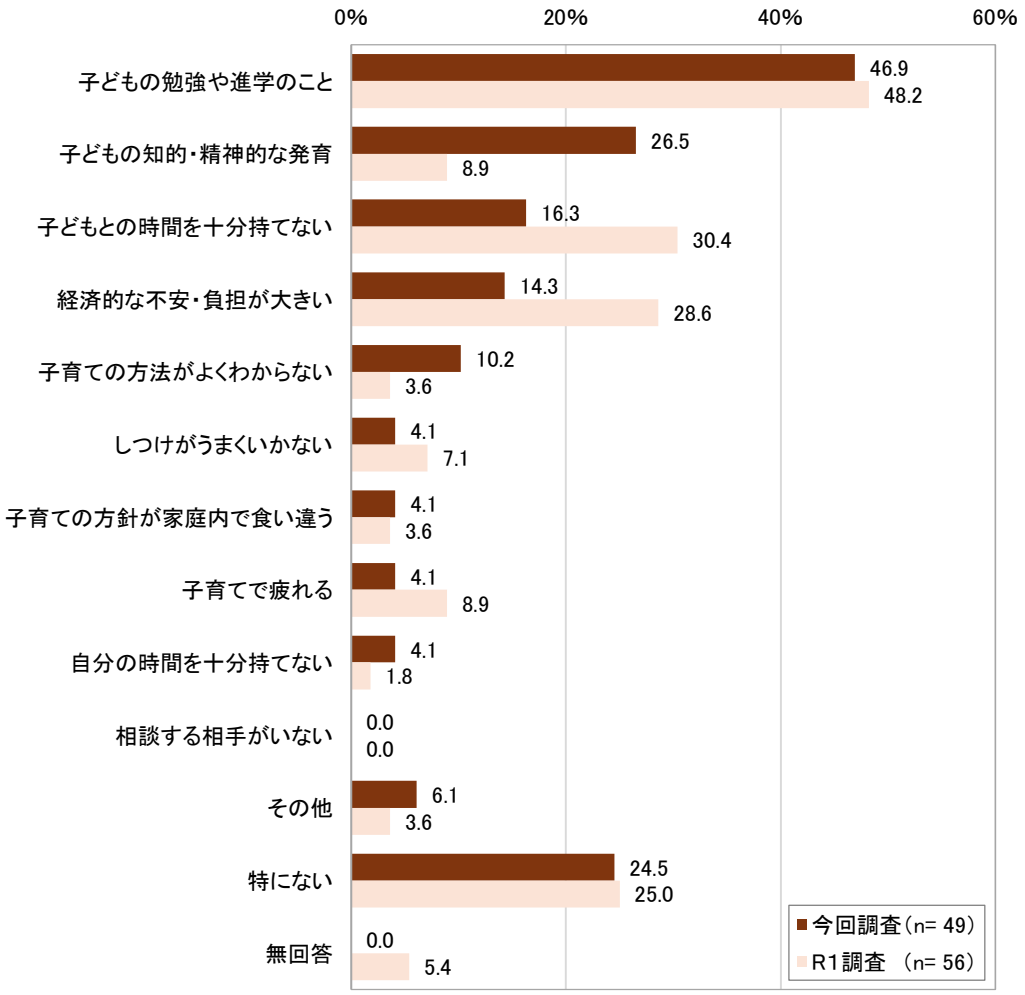

(10)町の子育て支援について特に期待すること

就学前児童の保護者が町の子育て支援に期待することは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（71.4%）が最も多く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」（37.1%）などとなっています。

Ｒ１年調査と比べると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が7.0ポイント増加しています。一方、「保育所を増やしてほしい」が15.3ポイントから0.0ポイントとなっています。

≪就学前児童の保護者≫

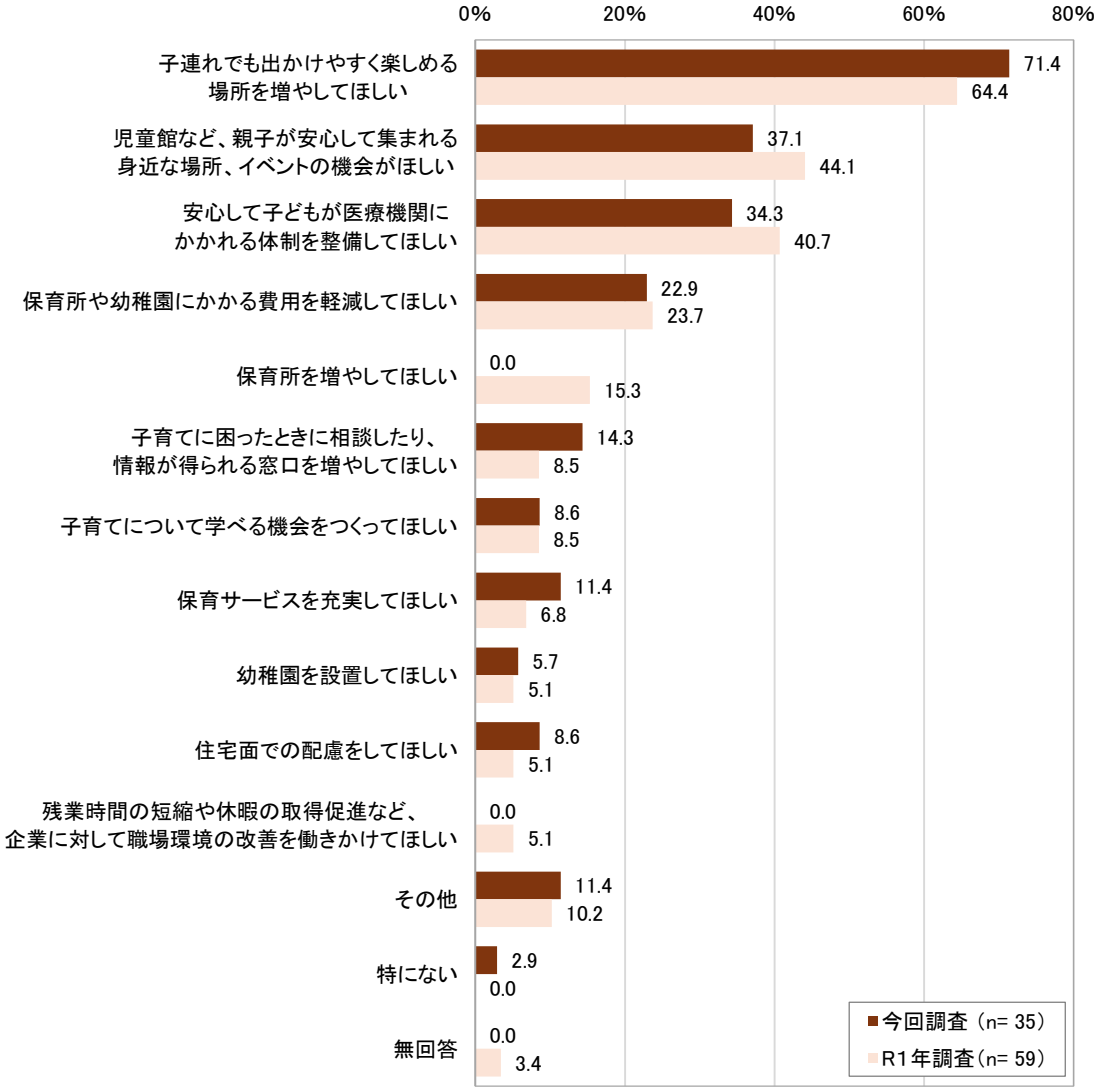

※Ｒ１年調査と表現が異なる選択肢があります

小学生児童の保護者が町の子育て支援に期待することは、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」（55.1％）が最も多く、次いで「子どもと一緒でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（44.9％）などとなっています。
R１年調査と比べると、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が6.9ポイント増加し、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が18.4ポイント減少しています。

≪小学生児童の保護者≫

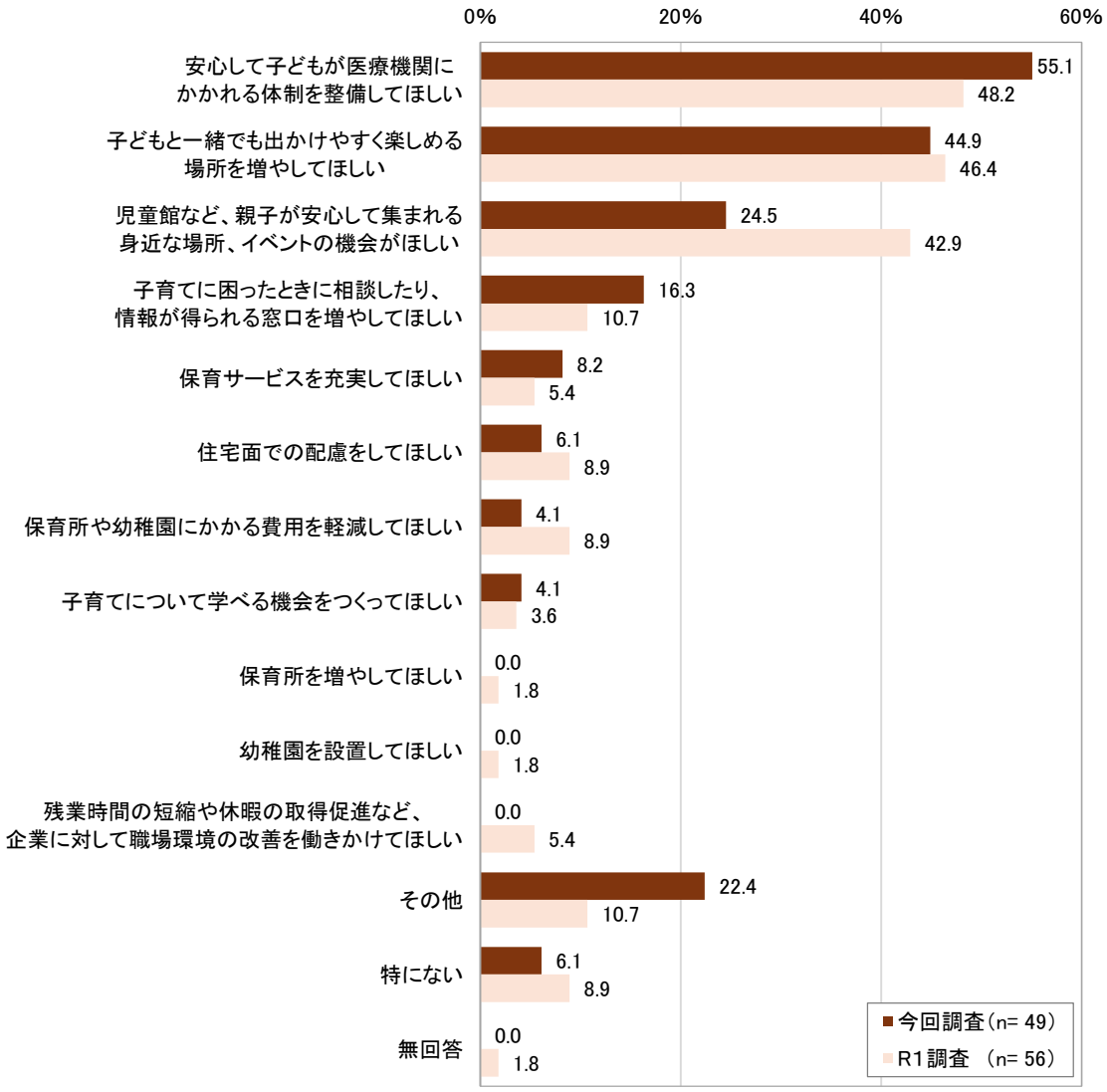

※R１年調査と表現が異なる選択肢があります

(11)子育て環境の満足度

就学前児童の保護者の子育て環境の満足度は、「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計が71.4%となり、満足度は非常に高い状況です。
一方、「あまり子育てしやすいとは思わない」と「子育てしやすいとは思わない」の合計は14.3%となっています。
R1年調査と比べると、「とても子育てしやすいと思う」「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計は3.2ポイント減少しています。
小学生児童の保護者は、「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計が59.2%となっています。
一方、「あまり子育てしやすいとは思わない」と「子育てしやすいとは思わない」の合計は18.3%となっています。
R1年調査と比べると、「とても子育てしやすいと思う」「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計は10.4ポイント減少しています。

≪就学前児童の保護者≫

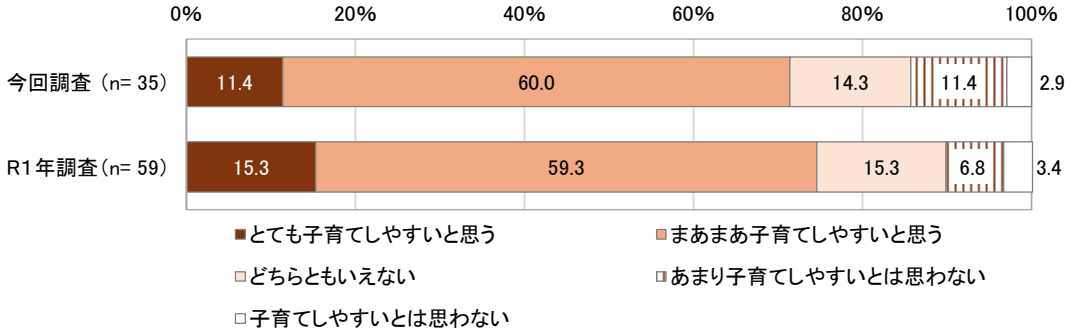

≪小学生児童の保護者≫

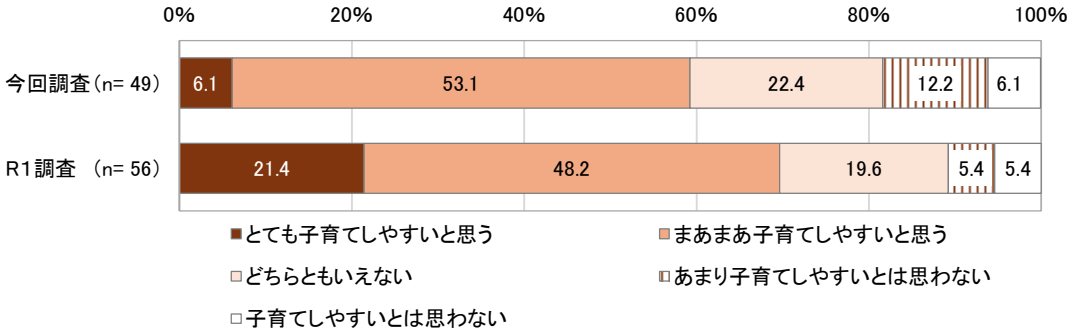

第３章

第２期計画の実施状況

1　児童数の状況

第２期仁木町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童数の実績値は推計値をほぼ下回って推移しています。

小学生児童数の実績値も推計値をほぼ下回って推移していて、令和5年度からは約20人実績値が推計値を下回っている状況にあります。

■就学前児童数の推移

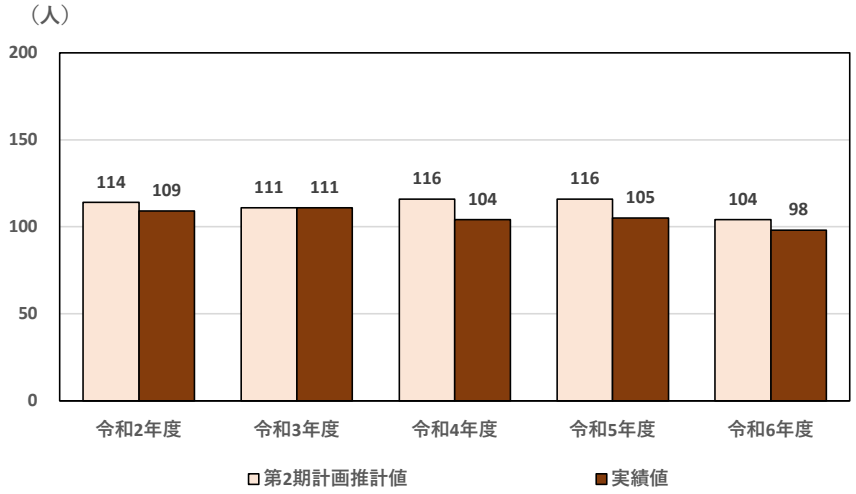

※実績値は住民基本台帳（各年４月１日現在）

■小学生児童数の推移

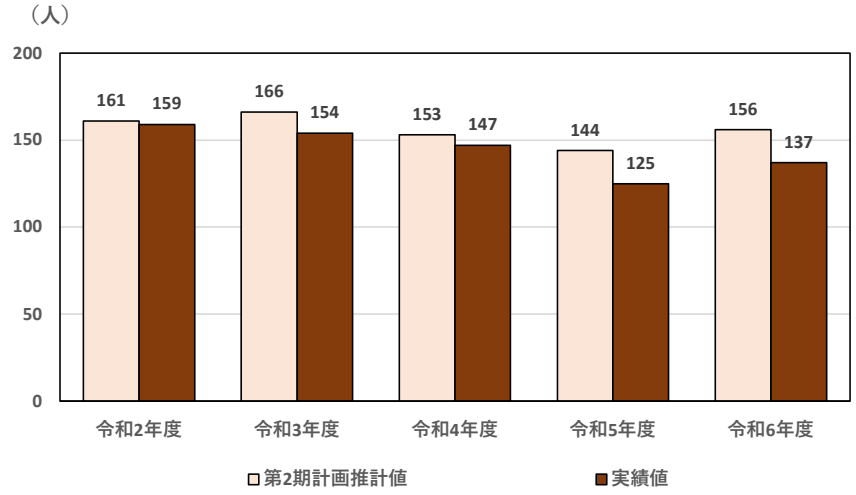

※実績値は住民基本台帳（各年４月１日現在）

2　教育・保育事業

(1) １号認定（３歳以上／幼稚園・認定こども園）

■入園児童数　　単位：人

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	7	7	8	8	7
実　績　値	6	12	13	10	7

※各年４月１日現在

(2) ２号認定（３歳以上／保育所・認定こども園）

■入所児童数　　単位：人

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	38	41	47	48	42
実　績　値	47	39	40	47	55
待機児童数	0	0	0	0	0

※各年４月１日現在

(3) ３号認定（３歳未満／保育所・認定こども園）

■０歳児の入所児童数　　単位：人

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	5	5	5	4	4
実　績　値	11	19	5	2	6
待機児童数	0	3	0	3	0

※各年３月末日現在（令和６年度は２月末現在）

■１・２歳児の入所児童数　　単位：人

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	29	25	22	22	21
実　績　値	29	25	36	33	11
待機児童数	0	0	0	0	0

※各年４月１日現在

3　地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

本町では役場の担当課において同等の業務を行っており、利用者支援事業としては設置しませんでした。

■利用者支援事業の実施箇所数　　単位：箇所

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	0	0	0	0	0
実　績　値	0	0	0	0	0

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の利用者数　　単位：人回／月

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	111	97	90	86	82
実　績　値	37	22	27	24	-

(3)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦健康診査実施回数　　単位：回

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	196	196	196	196	196
実　績　値	226	111	120	177	-

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、「子育てに関する情報の提供」「乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握」を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数　　単位：人

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	14	14	14	12	12
実　績　値	17	13	9	14	-

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

■養育支援訪問事業の訪問人数　　単位：人

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	0	0	0	0	0
実　績　値	0	0	0	0	-

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

■子育て短期支援事業の利用人数　　単位：人日

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	6	6	6	6	6
実　績　値	0	0	0	0	-
ショートステイ	0	29	17	0	-
トワイライトステイ	0	0	0	0	-

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る事業です。

本町では子育て援助活動支援事業を実施していないため、利用実績はありませんでした。

■子育て援助活動支援事業の利用人数　　単位：人日

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	0	0	0	0	0
実　績　値	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業（幼稚園型）の利用人数　　単位：人日

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	368	368	421	421	368
実　績　値	130	881	1,362	771	-

■一時預かり事業（幼稚園型以外）の利用人数　　単位：人日

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	35	32	31	30	28
実　績　値	4	0	7	51	-

(9) 延長保育事業

認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業です。

■時間外保育事業の利用人数　　単位：人

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	113	113	113	113	113
実　績　値	62	98	150	119	-

(10) 病児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業です。

本町では病児・病後児保育事業を実施していないため、利用実績はありませんでした。

■病児・病後児保育事業の利用人数　　単位：人日

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	166	162	169	169	152
実　績　値	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■放課後児童クラブの利用人数（仁木地区）　　単位：人

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値	46	51	47	47	59
低　学　年	37	42	38	36	48
高　学　年	9	9	9	11	11
実　績　値	42	34	35	32	47
低　学　年	42	34	35	32	37
高　学　年	0	0	0	0	0

※各年４月１日現在

■放課後児童クラブの利用人数（銀山地区）　単位：人

区　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計　画　値		13	12	12	9	7
	低　学　年	7	8	8	5	3
	高　学　年	6	4	4	4	4
実　績　値		3	4	2	3	3
	低　学　年	2	3	2	2	2
	高　学　年	1	1	0	1	1

※各年４月１日現在

第４章

計画の基本的な考え方

1　基本理念

こどもや子育てに関する世の中の動きとして、こどもに関する政策を主導する「こども家庭庁」の設立、こどもから大人への移行段階にある若者も射程に入れ、こども・若者に関する政策を推進するための「こども基本法」の制定、子育てをさらに支援するために「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」の一部改正など、こども・若者を取り巻く環境の様々な改善策が策定されてきました。

近年のこどもを取り巻く問題として、少子化の加速、こどもの貧困、いじめや虐待、ヤングケアラー、ワンオペ育児などがありますが、国全体でその時々で対策を講じ、こども・若者の権利を守り、「こどもまんなか社会」を目指しています。

本町では、平成17年に策定した「次世代育成支援行動計画」にて、基本理念を「子どもを家庭と地域で育むやすらぎの里」とし、それ以降はこの基本理念に基づきこども・子育ての施策を推進してきました。

こども・若者は、将来の本町を担う大切な宝であり、将来の夢という理念は不変的なものであります。

本計画においてもこれまでの基本理念を引き継ぎ、さらに発展させ、下記のとおり基本理念を設定します。

基本理念

こども・若者・子育て世帯を地域で育む

やすらぎの里

急速な少子高齢化が進む中で、家庭や地域のつながりを見直し、互いに「支え合う心」、「温かい心」、「優しい心」の３つの「心」を大切にする地域福祉（福祉コミュニティづくり）を進めることで、地域のみんなが子育てを通じて優しいつながりを持ち、喜びに満ちた生活の中で、心も体も安らぐ町で安心して子育てができる地域社会を築きます。

2　計画の基本的な視点

基本理念を受け、本計画のこども・子育て支援にあたっては、次の３つの視点を踏まえながら推進します。

(1) こども・若者を尊重する視点

こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重される「こどもの権利」を守ることが必要です。このため、こどもと若者を尊重する視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つこども・若者の成長を第一に願い、「こどもと若者にとっての幸せ」を考えた、こども・若者の意見の反映、守り保護する環境づくりを図ります。

(2) 次代の親づくりという視点

こどもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立ったこどもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような方針を定めます。

こどもが親になったとき、子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような自立した大人に成長できるよう、こどもと親双方の教育、居場所づくり、社会活動の立ち上げ、指導者・支援者の育成などの支援環境づくりを行います。

(3) 社会全体による支援の視点

こどもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。このため、すべてのこどもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図るため、設備、学校、医療、ワークスタイル、地域コミュニティ、助成といった社会環境の整備を促進します。

３　基本目標

基本目標	基本施策
基本目標１ 地域における子育ての支援	(1)地域における子育て支援サービス及び保育サービスの充実 (2)子育てネットワークサービスづくり (3)こどもの健全育成 (4)地域における人材育成 (5)経済的支援 (6)こども家庭センター設置の検討
基本目標２ 母子の健康の確保と増進	(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 (2)学童期・思春期から成人期に向けた保健・医療対策の充実 (3)「食育」の推進 (4)小児医療の充実
基本目標３ こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備	(1)次代の親の育成 (2)家庭や地域の教育力の向上 (3)こどもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標４ 子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保	(1)良質な住宅及び良好な居住環境の確保 (2)安全な道路交通環境の整備 (3)こどもの交通安全を確保するための活動の推進 (4)こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (5)安心して外出できる環境の整備
基本目標５ 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1)働き方の見直しの推進 (2)仕事と子育ての両立の推進
基本目標６ 社会的支援を必要とするこども等への取組の推進	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭の自立支援の推進 (3)障がい児施策の充実 (4)こどもの貧困の解消

第５章

施策の展開

基本目標１　地域における子育ての支援

(1)地域における子育て支援サービス及び保育サービスの充実

身近な地域で気軽に相談できる場所や保護者同士の相談・情報提供の機会づくりを充実させるため、子育て支援サービスを継続実施します。

子育て世帯が安心して暮らしていくことができるよう、地域に必要な保育サービスの充実に努め、子育て家庭が各種制度や事業などの情報を把握して必要な支援を選択できるよう、子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。

また、子育て支援の拠点施設（保育所、地域子育て支援拠点、児童館及び放課後児童クラブ等の複合施設）として令和６年に供用開始した「仁木町すこやか子育て支援センター」により、子育て支援サービスや保育サービスの更なる充実を図ります。

(2)子育てネットワークサービスづくり

子育てを行っているすべての家庭に対し、きめ細やかな子育て支援サービスの提供を図るため、民生委員児童委員、主任児童委員、町内会から選出される福祉推進員などが声かけや訪問などを行い、孤立した「孤育て」にならないよう、必要な関係機関と連携を図り、必要とするニーズの把握に努めるとともに、活動内容やその役割についての情報提供の充実に努めます。

(3)こどもの健全育成

こどもたちが自主的に参加し、意見を反映できるような社会活動、交流事業等の推進や、自然体験・スポーツ少年団などの活動の支援に取り組むとともに、安全・安心な居場所、遊び場づくりに努めます。

また、不登校児童・生徒に対する教育相談や適応指導を継続、ヤングケアラーの早期発見・支援、いじめや自殺問題の防止・対応、虐待や犯罪などからこどもを守る活動や環境づくり等、地域社会全体でこどもの健全育成を図る取組を進めます。

(4)地域における人材育成

支援の担い手となる人材の確保のため、高齢者や育児経験豊かな地域人材を中心とした養成と、それらの人材の効果的な活用について検討を進めます。

また、地域の社会資源を活用しながら、世代間の交流を深め、地域全体で子育てを支援する環境整備に努めます。

(5)経済的支援

子育て家庭に対する経済的支援に向けて、幼児教育・保育の無償化など国が進めている施策の円滑な推進を図るほか、子育て、医療、教育等に係る本町単独の経済的支援を継続実施します。

(6)こども家庭センター設置の検討

令和４年６月に児童福祉法の改正により、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な支援のための体制強化等を図るため、妊産婦やこども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされており、さらなる支援の充実・強化を図るため、「こども家庭センター」の設置を検討します。

基本目標２　母子の健康の確保と増進

(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊産婦や乳幼児家庭に対する訪問、健診、相談事業の実施や各種教室を開催し、妊娠、出産から育児へと総合的・継続的な相談、支援体制の確保を図り、妊産婦の心身のケアとこどもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。

併せて、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制づくりを今後も継続します。

(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健・医療対策の充実

こどもの発達段階に応じて、保健・医療機関等と連携を深めながら、学校等において性教育・喫煙や薬物防止教育を実施し、正しい知識の普及・啓発を図ります。また、精神的負担に対して、周囲の人にＳＯＳを発信できるような体制整備、自殺の危険を示すサインに気付いて適切な対応ができるゲートキーパーの養成に努めるなど、自殺防止対策を推進します。

(3)「食育」の推進

次代を担うこどもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであるため、こどもの成長、発達段階に合わせて、離乳食教室や栄養士による食に関する指導及び情報提供を推進します。また、本町の地場産品を使用した料理教室などの取組にも努めます。

(4)小児医療の充実

北しりべし定住自立圏共生ビジョンにより、北後志の市町村が連携して小児医療を含む医療体制の強化やネットワーク化を推進しており、今後においても北後志地域の連携の下、小児医療の充実に向けた取組を推進します。

基本目標３　こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

(1)次代の親の育成

子育てやこどもを産み育てることの意識や、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて啓発し、保育所や学校教育において異年齢児とのふれあう機会の拡大に努めます。

(2)家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協力し、地域社会全体でこどもを育てる観点から、教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上をめざした取組を進めます。

(3)こどもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットの著しい普及と利用者の拡大により、こどもがウェブサイト上で極めて過激な性や暴力等に関する有害情報に接することができるようになっています。

有害情報への対応、周知啓発、インターネットの適切な利用の教育などについて、関係機関、保護者、学校、地域住民が連携・協力し、こどもが安全で安心して育つ環境づくりに努めます。

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保

(1)良質な住宅及び良好な居住環境の確保

安心してこどもを育てることができる居住環境を形成するため子育てや健康に配慮した良質な町営住宅等のストック形成を行い、こどもたちが安全・安心な日常生活を送ることができる環境づくりへ向けた検討を行います。

(2)安全な道路交通環境の整備

こどもやこども連れの親等の安全確保のため、通学路の点検など、安心して歩くことができる歩道の確保に努めます。

(3)こどもの交通安全を確保するための活動の推進

こどもの安全を守るには、こども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教室や交通マナーの習得など、保育所・学校・警察など関係機関等と連携した協力体制の強化を図ります。

(4)こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

すべての住民が安全かつ安心な日常生活が送れるよう、町内会やＰＴＡ等の学校関係者と連携した防犯活動を推進し、安全の確保に努めます。

また、通学中のこどもへの声かけ・見守り、緊急避難場所の設置など防犯についての指導を行い、地域と学校等との連携を深め適切な情報交換や迅速な犯罪対応に努めます。

(5)安心して外出できる環境の整備

子育て世帯が安心して外出できる、遊具施設の定期点検、授乳室やおむつ交換台の整備に努めます。また、すべての住民が利用する公共施設を安心して使用できるよう、バリアフリー化に努めます。

基本目標５　職業生活と家庭生活との両立の推進

(1)働き方の見直しの推進

仕事と子育てが両立できる職場環境の整備を進めるため、国、道、関係団体と連携を図り、家庭における役割を男女ともに担うことへの意識の醸成に努め、育児休暇の取得推進や多様な雇用形態の導入促進、子育て支援関連の法令の周知・広報を行い、ワークライフ・バランスを考慮した活動を実施します。

(2)仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育てが両立できるよう保育サービスの拡充に努めるとともに、一時的に安心してこどもを預けられるよう子育て支援短期利用事業を継続します。また、働きながら子育てをする家族を理解し、支援する意識の醸成に努めます。

基本目標６　社会的支援を必要とするこども等への取組の推進

(1)児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止するには、早期発見・早期対応が必要不可欠です。家庭その他からのこどもに関する各般の問題に対する相談窓口をはじめ、関係機関との連携を図る仁木町児童はぐくみ協議会（要保護児童対策地域協議会）の実施等、総合的な親と子の心の健康づくりに向けた取組を推進します。また、こどもとその家庭及び妊産婦を対象とし、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うための拠点の整備に努めます。

地域住民に対して、こどもの人権尊重や児童虐待防止のための取組の必要性について啓発に努めます。

(2)ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭は子育てと生計の維持を一人で抱えているので、現状を把握しつつ、子育て支援と自立支援等のため相談体制の充実に努めます。

(3)障がい児施策の充実

妊婦、乳幼児期の健康診査の充実を図り、発育の遅れや日常生活に困難があるこども等、個々の発育に応じた正しい知識の普及に努めます。また、一人ひとりのこどもに応じた適切できめ細やかな相談・支援が行われるよう乳幼児等を対象とした発達相談を継続するほか、保健、医療、福祉、教育部門の連携強化に努めます。

(4)こどもの貧困の解消

経済面だけではなく、社会的なつながりの希薄や文化的体験の不足、学習意欲や将来への希望の欠如など、生活環境や教育環境においても困難な状況に陥りがちです。こどもの貧困を解消するための経済・生活・教育支援の整備に努めます。

第６章

事業計画

1　子ども・子育て支援制度の概要

(1)子ども・子育て支援給付

これまでの「子どものための教育・保育給付」と「子どものための現金給付」に加え、令和元年10月１日からの教育・保育の無償化に伴い「子育てのための施設等利用給付」が追加されました。国の統一的な基準等のもと、市町村においてサービスの提供を行います。

(2)その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援

市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」と、国が主体的に行う「仕事・子育て両立支援事業」で構成されています。

≪子ども・子育て支援制度の概要≫

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

児童手当等交付金
児童手当法等に基づく児童手当等の給付

その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ③妊婦健康診査事業 ④産後ケア事業(新) ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業 ⑦妊婦等包括相談支援事業(新) ⑧子育て世帯訪問支援事業(新) ⑨児童育成支援拠点事業(新) ⑩親子関係形成支援事業(新) ⑪子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター事業） ⑬一時預かり事業 ⑭乳児等通園支援事業(新)（こども誰でも通園制度） ⑮時間外保育事業 ⑯病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑰放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業、中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

⑶ 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
１号認定	満３歳以上	保育の必要性なし（教育認定）	幼稚園、認定こども園
２号認定		保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園
３号認定	満３歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

⑷ 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月１日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新１号認定	・新２号認定子ども、新３号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新２号認定	・満３歳に達する日以後最初の３月 31 日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー･サポート･センター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）
新３号認定	・満３歳に達する日以後最初の３月 31 日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

2　教育・保育の提供区域

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、保護者やこどもが居宅から移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な19事業）提供区域を次のとおり設定します。

(1)教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
１号認定（３～５歳）	１区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第１期計画の区域設定を継承し、仁木町内を１区域とします。
２号認定（３～５歳）		
３号認定（０歳）		
３号認定（１～２歳）		

(2)地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	１区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第１期計画の区域設定を継承し、仁木町内を１区域とします。
②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		
③妊婦健康診査事業		
④産後ケア事業(新)		
⑤乳児家庭全戸訪問事業		
⑥養育支援訪問事業		
⑦妊婦等包括相談支援事業(新)		
⑧子育て世帯訪問支援事業(新)		
⑨児童育成支援拠点事業(新)		
⑩親子関係形成支援事業(新)		

⑪子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	１区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第１期計画の区域設定を継承し、仁木町内を１区域とします。
⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター事業）		
⑬一時預かり事業		
⑭乳児等通園支援事業(新)（こども誰でも通園制度）		
⑮時間外保育事業		
⑯病児保育事業（病児・病後児保育事業）		
⑰放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	２区域（仁木地区、銀山地区）	従来通り、小学校区単位での実施となるため、２区域を設定します。
⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業	１区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第１期計画の区域設定を継承し、仁木町内を１区域とします。
⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業		

3　児童人口の推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

■就学前児童の将来推計　　単位：人

年齢	令和６年度（実績）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳	16	10	9	9	9	10
１歳	7	16	10	9	9	9
２歳	11	8	18	11	10	10
３歳	28	11	8	18	11	10
４歳	17	30	12	9	20	12
５歳	19	16	29	12	9	20
合計	98	91	86	68	68	71

※実績：住民基本台帳人口（４月１日現在）、推計値コーホート変化率法による推計

■小学生児童の将来推計　　単位：人

年齢	令和６年度（実績）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
６歳	27	22	19	35	15	11
７歳	16	27	22	19	35	15
８歳	18	16	27	22	19	35
９歳	24	20	18	30	25	21
10歳	31	23	19	17	28	23
11歳	21	32	24	20	18	30
合計	137	140	129	143	140	135

※実績：住民基本台帳人口（４月１日現在）、推計値コーホート変化率法による推計

４　教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) １号認定（３歳以上／幼稚園・認定こども園）

■入園児童数の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	9	8	6	6	7
１号認定	3	3	2	2	2
２号認定（教育の意向強い）	6	5	4	4	5
確保方策②	10	10	10	10	10
過不足（②－①）	1	2	4	4	3

【確保方策の考え方】

町内には幼稚園・認定こども園がないため、１号認定は町外の教育施設での受入れを確保方策とします。

令和６年度の受入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(2) ２号認定（３歳以上／保育所・認定こども園）

■入所児童数の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	48	41	33	33	35
確保方策②	71	71	71	71	71
過不足（②－①）	23	30	38	38	36

【確保方策の考え方】

２号認定は、にき保育園と大江・銀山へき地保育所での受入れを確保方策とします。

令和６年度の受入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

量の見込みを超える入所児童数が見込まれる状況になった場合には、定員の弾力化に対応できるよう保育所へ協力を依頼します。

⑶ ３号認定（３歳未満／保育所・認定こども園）

■０歳児の入所児童数の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
確保方策②	5	5	5	5	5
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■１・２歳児の入所児童数の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	16	19	13	13	13
確保方策②	34	34	34	34	34
過不足（②－①）	18	15	21	21	21

【確保方策の考え方】

３号認定は、にき保育園と大江・銀山へき地保育所での受入れを確保方策とします。現状の体制を維持することで１・２歳児の量の見込みに対する供給量は確保できる見通しですが、０歳児については確保状況に余裕がない状態となっています。

量の見込みを超える入所児童数が見込まれる状況になった場合には、定員の弾力化に対応できるよう保育所へ協力を依頼します。

5　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■利用者支援事業の見込量と確保方策　　単位：箇所

区　　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		0	1	1	1	1
	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

本町では令和５年度に児童福祉担当係と母子保健担当係を同一の課に設置し、迅速な連携・協力が可能となる体制を整備しました。

引き続き役場窓口を一元的な子育て支援窓口として子育てに関する相談・助言等に対応するとともに、一体的に相談支援を行う機能を有する機関としてこども家庭センター設置に向け令和７年度より取り組みます。

⑵ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の見込量と確保方策　　単位：人回／月

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	54	59	46	44	46
確保方策②	200	200	200	200	200
過不足（②－①）	146	141	154	156	154

【確保方策の考え方】

仁木地区に設置されている「地域子育て支援拠点　おおきな木」での受入れを確保方策とします。現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

また、地域子育て支援拠点事業者と連携を図り事業内容の充実に取り組みます。

⑶ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦健康診査実施回数の見込量と確保方策　　単位：回

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	196	196	196	168	168
確保方策②	196	196	196	168	168
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(4) 産後ケア事業

出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

■産後ケア利用人数の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	30	30	27	30	30
確保方策②	30	30	27	30	30
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

町独自の産後ケア事業を実施しており、現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問人数の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	10	9	9	9	10
確保方策②	10	9	9	9	10
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

⑹養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

■養育支援訪問人数の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保方策②	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では当事業を実施しておらず、養育が特に必要な家庭に対して個別に指導・助言を行う等の対応を行ってきました。

今後も養育支援訪問事業としての実施は予定していませんが、養育支援が必要な家庭に対してはきめ細やかな対応を行います。

(7)妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援利用者数の見込量と確保方策　　単位：人日

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	27	27	27	30	27
確保方策②	27	27	27	30	27
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本事業は出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援としてすでに実施している事業を制度化したものです。今後も保健師等による出産・子育て期までの切れ目のない支援を行い、身近で相談に応じられる体制を維持します。

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

⑻ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

■子育て世帯訪問支援事業利用者数の見込量と確保方策　　単位：人日

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保方策②	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では当事業の対象となるケースは稀であり、これまで個別のケースごとに役場窓口等における相談対応や、必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

今後も子育て世帯訪問支援事業としての実施は予定していませんが、支援を必要とする家庭を把握した場合にはきめ細やかな対応を行います。

⑼ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

■児童育成支援拠点事業利用者数の見込量と確保方策　　単位：人日

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保方策②	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では当事業の対象となるケースは稀であり、これまで個別のケースごとに役場窓口等における相談対応や、必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

今後も児童育成支援拠点事業としての実施は予定していませんが、学校や家庭に居場所のない児童を把握した場合には、その状況に応じたきめ細やかな対応を行います。

(10)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

■親子関係形成支援事業利用者数の見込量と確保方策　　単位：人日

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保方策②	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では当事業の対象となるケースは稀であり、これまで個別のケースごとに役場窓口等における相談対応や、必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

今後も親子関係形成支援事業としての実施は予定していませんが、乳児家庭全戸訪問等において悩みや不安を抱えている家庭を把握した場合には、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(11)子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

■子育て短期支援事業利用者数の見込量と確保方策　　単位：人日

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	9	9	9	9	9
確保方策②	9	9	9	9	9
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では「児童養護施設　櫻ヶ丘学園」への委託により当事業を実施しており、現状の体制を維持することを確保方策とします。これまでの受入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(12)子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る事業です。

■子育て援助活動支援事業の見込量と確保方策　　単位：人日

区　　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		0	0	0	0	0
	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0
確保方策②		0	0	0	0	0
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では当事業を実施していないため、利用実績はありませんでした。また、量の見込みとして利用ニーズもありませんでした。

本町では提供体制の確保が難しく、現状では事業実施しておりませんが、今後検討を行います。

(13)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業（幼稚園型）の見込量と確保方策　　単位：人日

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,837	1,579	1,257	1,289	1,353
１号認定	190	163	130	133	140
２号認定（教育の意向強い）	1,647	1,416	1,127	1,156	1,213
確保方策②	1,647	1,416	1,127	1,156	1,213
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

１号認定（保育の必要性はあるが教育の意向が強い家庭を含む）を対象とした一時預かり（幼稚園型）は町外の教育施設での受入れを確保方策とします。これまでの受入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

■一時預かり事業（幼稚園型以外）の見込量と確保方策　単位：人日

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	16	16	16	16	16
確保方策②	16	16	16	16	16
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

１号認定以外の一時預かり（幼稚園型以外）は、にき保育園での受入れを確保方策とします。これまでの受入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(14)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所及び幼稚園等を利用していない満３歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こどもとその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■乳児等通園支援事業の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	2	1	1	1
確保方策②	0	2	1	1	1
過不足（②－①）	△1	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

乳児等通園支援事業は令和８年度から実施することとされており、本町も令和７年度に実施に向けた検討を進め、教育・保育事業を利用していない０～２歳のこどもを預かることができる体制を整備します。

(15)時間外保育事業

認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業です。

■時間外保育事業の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	107	107	107	107	107
確保方策②	107	107	107	107	107
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

時間外保育事業はにき保育園での受入れを確保方策とします。これまでの受入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(16)病児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業です。

■病児保育事業の見込量と確保方策　　単位：人日

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	116	113	118	118	106
確保方策②	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	△116	△113	△118	△118	△106

【確保方策の考え方】

病児保育事業は量の見込みがあり利用ニーズがある状況ですが、本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は、近隣で本事業を実施している自治体や既存の社会資源の活用などの対応を検討します。

(17)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■仁木地区における放課後児童健全育成事業の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	56	48	54	55	51
１年生	13	16	32	13	9
２年生	18	11	12	28	11
３年生	10	14	8	10	25
４年生	4	3	2	3	5
５年生	10	1	0	1	1
６年生	1	3	0	0	0
確保方策②	60	60	60	60	60
過不足（②－①）	4	12	6	5	9

■銀山地区における放課後児童健全育成事業の見込量と確保方策　　単位：人

区　　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3	5	6	5	6
１年生	0	2	2	0	1
２年生	1	0	2	2	0
３年生	0	1	0	2	2
４年生	1	0	1	0	2
５年生	1	1	0	1	0
６年生	0	1	1	0	1
確保方策②	20	20	20	20	20
過不足（②－①）	17	15	14	15	14

【確保方策の考え方】

仁木地区及び銀山地区それぞれ１箇所で実施している放課後児童クラブを確保方策とします。（仁木地区については、仁木町社会福祉協議会への委託により当事業を実施しています。）

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子どもが、特例保育の提供を受けた場合において、日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものにかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する事業です。

必要とされる助成について、今後検討を進めます。

(19)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や特定教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

現在、新規参入を希望する事業者はありませんが、今後必要に応じて実施を検討します。

６　教育・保育の一体的提供の推進

(1)認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

保育園及び幼稚園の認定こども園への移行については、施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮して検討を進めるものとします。また、国及び道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとします。

(2)質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、こどもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

支援を必要とするこどもに対しては、仁木町障がい児福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(3)地域子ども･子育て支援事業についての基本的考え方

すべてのこどもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

こどもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、こどもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4)保育所と小学校等との連携の推進

こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1)適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2)都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第７章

計画の推進に向けて

1　計画の推進体制

(1)庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2)地域における取組や活動との連携

こどもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3)町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域がこどもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識をもって主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、町外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

2　計画の点検・評価・改善

(1)計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、仁木町子ども・子育て会議に意見を伺い、計画の着実な推進を図ります。

なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、仁木町子ども・子育て会議に意見徴取の上、見直しを行うことができることとします。

(2)計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

第３期仁木町子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

発行　　仁木町
〒０４８－２４９２
北海道余市郡仁木町西町１丁目３６番地１
編集　　仁木町福祉課おもいやり係